

障害福祉サービス事業等運営法人代表者 様

名古屋市健康福祉局  
障害福祉部障害者支援課長

平成 28 年度愛知県相談支援従事者研修（現任研修、初任者研修）の  
受講者の募集について

みだしの件につきまして、愛知県より推薦依頼がありましたので、貴法人において  
受講希望者がありましたら、別添の「研修実施要領」にて受講要件等を確認のうえ、  
下記のとおり申し込み（推薦）くださいますようお願いいたします。

また、受講人数枠に限りがあるため、受講いただけない場合がありますのでご了承  
ください。

## 記

### 1 提出必要書類

#### ① 推薦及び申込書（別添）

※ 現任研修用と初任者研修用の 2 種類あります。必ず法人の代表者から推  
薦を受け、必要事項の記入漏れがないようにしてください。

#### ② 推薦報告書（別添）

※ 各項目を記入し、①と併せて提出してください。

### 2 本市への提出期限

・現任研修 平成 28 年 4 月 18 日（月）午後 5 時

・初任者研修 平成 28 年 5 月 18 日（水）午後 5 時

※ 期限までに提出のない場合は「希望なし」とし、県への報告は行いません。

### 3 照会・提出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市健康福祉局障害者支援課認定支払係（担当：永田）

電話 052-972-2639 FAX 052-972-4149

### 4 注意点

・受講者の推薦にあたっては、「研修実施要領」をよくご確認ください。特に受講要件にはご注意ください。

・法人として、受講申込者を取りまとめるうえご提出ください。

・受講申込者は名古屋市内の事業所に勤務する方としてください。

・実務経験については、平成 24 年厚生労働省告示第 225 号、226 号又は 227 号（厚生労働省ホームページに掲載）を参照してください。

## 【参考】

### 愛知県相談支援従事者研修とは？

障害者及び障害児の相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として実施されるものです。

厚生労働省告示に定められた実務経験のある者が、初任者研修を修了すると「相談支援専門員」の資格が認められます。指定相談支援事業所（特定・一般・障害児）の指定を受けるためには、人員基準において「相談支援専門員」の配置が必須となっています。

(障害者支援課認定支払係)